

長崎県社会福祉士会権利擁護センター

ぱあとなあ長崎 運営要領

要領第1号

(目的)

第1条 この要領は、一般社団法人長崎県社会福祉士会（以下「本会」という。）定款及び長崎県社会福祉士会権利擁護センターぱあとなあ長崎（以下「ぱあとなあ」という。）運営規程に基づき権利擁護に関する事業を実施することを目的として必要な事項を定める。

(組織)

第2条 ぱあとなあは、ぱあとなあ名簿登録規程第2条第1項の成年後見人養成研修終了者で、ぱあとなあ後見人候補者名簿に登録した者（以下「名簿登録者」という。）により構成されるものとする。

- 2 ぱあとなあに権利擁護センター長を置く。センター長は長崎県社会福祉士会会長とし、運営を統括する。
- 3 ぱあとなあ事業を運営するため、ぱあとなあに運営委員会を置く。運営委員は、名簿登録者より選任される。運営委員の選出手順については別に定める。
- 4 運営委員長は、運営委員の互選とする。
- 5 副運営委員長は必要に応じ、運営委員の互選により置くことができる。
- 6 委員長は、委員会を代表して会議を主催する。委員会は、必要に応じて委員長が招集する。
- 7 委員長は必要に応じ理事会に出席し、センター長を保佐する。
- 8 委員の任期は2年間とし、1度のみ再任を認める。任期途中で欠員が生じた場合は所定の選出手順を経て委員を補充する。補欠により選任された委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 9 委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者を委員会に出席させて意見を求めることができる。また、ぱあとなあ事業実施のため必要に応じて部会等を置くことができる。

(運営委員会が行うこと)

第3条 運営委員会は次のことを行う。

- (1) ぱあとなあ運営規程第5条の事業実施に関すること
- (2) ぱあとなあ名簿管理と活動報告書の管理に関すること
- (3) 全体会実施に関すること
- (4) 協力金の運用に関すること
- (5) ぱあとなあ会員としての約束ごとに関すること
- (6) その他ぱあとなあ運営に必要なこと

(全体会)

第4条 ぱあとなあ長崎全体会は、次の者をもって構成する。

- (1) 名簿登録者
 - (2) その他運営委員会が必要と認める者
- 2 ぱあとなあ全体会は、年2回とし、委員長が招集する。
- 3 ぱあとなあ全体会は、必要に応じて次の事項について協議、情報交換、研修等を行う。
- (1) ぱあとなあの運営に関すること
 - (2) 本会会員の権利擁護及び成年後見活動に関すること
 - (3) その他目的遂行のために必要な事項

(業務監査)

第5条 本会は、ぱあとなあ運営規程第6条に規定する業務監査を実施する。業務監査の内容は以下のとおりである。

- (1) 名簿登録者の活動状況に対する指導・助言
 - (2) その他のぱあとなあ事業の監査
- 2 業務監査委員会の定数は2名とし、内1名は法律関係者、医療関係者、保健福祉関係者、当事者団体等の第三者委員とする。

(改廃)

第6条 この要領の改廃は、本会理事会の承認を得なければならない。

(補足)

第7条 この要領に定めのあるもののほか、本事業の運営に必要な事項は別に定める。

附則

この要領は平成25年4月1日から施行する。

附則

平成31年4月1日改正